

## 自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成

## 1. ランドスケープに関する現状認識

わが国のランドスケープの特徴を次のように考えてよいか

- わが国は、冷温帯から亜熱帯にいたる幅広い気候帯に属し、暖流・寒流が流れる海に囲まれるとともに火山等を含む山脈の形成など、その地形も複雑に入り組んでいるため、地域ごとの特性は極めて多様である。
- 人々は、広葉樹、針葉樹という多様な林層の森林を縦横に活用し、稲作を中心とした水田耕作を広く行うなど、自然に深く手を入れながら国土と付き合ってきた。地域においては、こうした長い歴史・文化の変遷のなかで、国土と重要な建造物（神社、仏閣、城等）が良く調和し、それぞれ独自のランドスケープが形成されてきた。このように、ランドスケープも地域ごとに極めて多様であり、わが国の国土の美しさの特徴の一つとなっている。

ランドスケープに関する現状認識として次の点が重要ではないか

- 急激な都市膨張やバブル期のリゾート開発、廃棄物の不法投棄などにより、ランドスケープという調和の観念が失われ、個々の開発が優先されてきた。
- 農山漁村での過疎化・高齢化や都市での昔ながらのコミュニティの崩壊に伴い、美しいランドスケープの担い手が失われつつある。
- 美しいランドスケープの毀損が急激であったため、異なる世代間でランドスケープ像が共有されなくなっている可能性があり、その保全・修復に向けた合意形成がより困難になることが懸念される。
- 人口減少等に伴う開発圧力の低下や心のゆとりの時代の成熟の中で、今後はランドスケープという概念の形成の好機でもある。国民の関心も高まりつつある。

## 2. ランドスケープの考え方

ランドスケープとは何か

- ・ ランドスケープとは、「人と自然との永続的な関係の中でつくられる、歴史性や文化性も含めた空間の美しさという総合的な概念」であり「一律に決まるものではなく、多様性を持つもの」(国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検」)である。
- ・ すなわち、美しいランドスケープとは、たんに眼に映ずる風景が美しいことにとどまらず、地域において自然と人間の営みの健全な関係が保たれている状態をも含む概念である。
- ・ しかしながら、具体的なレベルでは、人々のさまざまな価値化とも相俟って、「美しいランドスケープ」は極めて多様である。

ランドスケープを考えるうえで重要な単位としては「地形」が有効ではないか

- ・ 人々は、いろいろなスケールの面的な広がり単位で空間に関するイメージを他の人々と共有している。ランドスケープを考える単位としては、「地形」が有効ではないか。

ランドスケープを考える上で以下の視点が重要ではないか

- ・ 「自然環境と人間活動の調和」: 優れた自然の風景地、健全な農林水産業、市街地・郊外部における良好な生活環境等、国土が健全に保全、利用、維持管理されていることにより、美しさが形成される。
- ・ 「地域の歴史や土地の特性の尊重」: 先人が築き上げた歴史、文化、遺産を尊重する一方で、気候、地形、植生等、それぞれの地域の風土にあった無理のない土地利用を行うことが重要。
- ・ 「個別要素間の調和」: ランドマークや建造物と周辺土地利用、地形の調和が保たれていることが重要。

美しいランドスケープの効用として以下の点が重要ではないか

- ・ 地域アイデンティティの醸成：ランドスケープは、具体的な事物に即した概念であるため、地域の将来像などを住民が共有したり、地域への関心を喚起したりするための媒体、求心力として、極めて効果的なものとなりうる。
- ・ 快適な生活環境の形成：居住地域内外を問わず、自分を取り巻く環境が美しいことが生活の快適性を高める。また、そこに自らが帰属していることを実感することにより、精神的な満足感、安堵感が得られる。
- ・ 地域活性化：美しいランドスケープは、地域資源として、地域内外の関心を高め、地域ブランドの形成や観光振興につながる。また、今後、個人事業者（知識産業等）や退職世代等、美しいランドスケープを有する地域への移住希望者が増加する可能性もある。

### 3. 国土計画でランドスケープを論じる意義

わが国のランドスケープは本当に価値があるのか

- ・ 諸外国に比べて海外からの観光客数が少ないこと等、わが国のランドスケープは、国際的に魅力のあるものと言えるのか。

ランドスケープを国土計画の中でどのように位置づけるのか

- ・ ランドスケープは、人々と自然の健全な営みの美しさ、国民の心地良さ、幸せ等の総体の結果などとして理解すべきものか。このように高い（けれども具体的な実現の方策を掲げるのが困難な）理念を今後の国土計画に掲げる意義は何か。
- ・ あるいは、具体的な政策手段をもって、実現を図るべきものとして位置づけるべきか。

### 4. 「美しい日本」の実現に向けて

美しいランドスケープの形成に向けた機運の醸成

- ・ 美しいランドスケープを次の世代に伝えるための教育、地域にお

- けるイベントの実施、専門家を育てる人づくりが重要ではないか。
- ・ 地域のランドスケープの良さを人々が実感し、その存在と重要さを認識してもらうための仕掛けが必要である。楽しむため等の仕組みについてどう考えれば良いか。例えば、フットパスづくり(多摩・三浦丘陵)が良い事例ではないか。

#### 地域が主体となった取り組みの推進

- ・ 美しいランドスケープの形成は、地域が主体となり、関係住民や事業者の十分な理解と参画を得て、関係者が一体となって取り組みを推進することが極めて重要である。この場合、地域の土地利用に関する計画にランドスケープの視点を適切に盛り込んでいくことが最も重要かつ有効な点ではないか。
- ・ 景観法では、景観形成に関する合意形成のしくみ、規制、誘導、税制にかかる広範な措置が盛り込まれているとともに、同法に関係した各種の予算措置が講じられてきている。このような措置を十分に活用することが基本ではないか。
- ・ 文化財的な視点からだけでなく、景観の重要性という面から、ランドマークや建造物を保全するための仕組みが重要ではないか。
- ・ また、ランドマークや建造物については、単に保全するのみではなく、暮らしのなかで活かすといった観点も重要ではないか。

#### 多様な主体による多様な取り組みの支援措置の検討

- ・ 各地域において美しいランドスケープの保全・再生・形成のための具体的な活動をしているNPOなどが出てきている。
- ・ このような取り組みを地域の価値を高める行為として正当に評価をするしくみを検討すべきではないか。
- ・ 地域住民、NPO、企業、地方公共団体、国等、地域の内外といった形でどのように参画していくか、ネットワークをどのように構築するかということが重要ではないか。
- ・ 水と緑のネットワーク形成と美しいランドスケープの形成は共通

部分が多い。支援措置も共有すべきではないか。

国、自治体の各種施策へのランドスケープの視点の反映

- ・ 国、自治体が施設整備や面的整備など、物的な空間形成に関する各種事業を実施するにあたり、地域がそのランドスケープについて抱いている意向を十分に踏まえることが重要である。
- ・ 今後わが国の随所で美しいランドスケープを形成していく観点から、国の関係部局に対しても、地域のランドスケープの視点を重視するよう継続的に働きかけを行っていくことが基本ではないか。

美しいランドスケープ形成に向けて必要な技術開発

- ・ ランドスケープの形成は地域での取り組みが基本であるが、現在のところ、ランドスケープに関する認識や知見、ノウハウが広く普及しているとは言い難い。
- ・ 都市計画、建築、造園、土木等の学術的な知見を活用した、ビューポイントの設定や前景・中景・背景の組み合わせの技術など、基本的なノウハウをわかりやすく紹介すべきではないか。
- ・ 特に、美しいランドスケープ形成のための合意形成手法、関係者の参画を促す仕掛け、地域が共有しうる美しいランドスケープ像のづくりのための計画手法などについて、今後積極的な技術開発を行うことが重要ではないか。
- ・ また、ランドスケープ専門家のアドバイスを提供する制度などを創設すべきではないか。

持続可能な国土管理の推進

- ・ 美しいランドスケープは、自然環境と人間活動の調和などの結果として形成されるものである。したがって、健全な森林経営や農業の展開、都市的土地利用の整序・集約化、災害対策の視点からの土地利用の誘導、自然の再生・保全の推進など、総合的な取り組みが重要である。

【参考】

## これまでの「ランドスケープ」に関する検討の経緯と関係政策の動向

平成 10 年 21世紀の国土のグランドデザイン  
- 地域の自立の促進と美しい国土の創造 -

平成 15 年 7 月 美しい国づくり政策大綱

平成 16 年 5 月 調査改革部会報告「国土の総合的点検」(抄)  
持続可能な国土の創造小委員会  
「美しさ」をランドスケープ、すなわち、人と自然との持続的な関係の中でつくられる、歴史性や文化性も含めた空間の美しさという総合的な概念として捉え、また、一律に決まるものではなく、多様性を持つものと認識することが重要である。

平成 16 年 5 月 文化財保護法の一部を改正する法律 公布

平成 16 年 6 月 景観緑三法(景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律) 成立

平成 16 年度 景観形成事業推進費 創設

平成 17 年 4 月 国土利用計画研究会報告

【自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成】(要約)  
人間と自然の望ましい関わりのあり方としてのランドスケープを保全し、健全な状態での継承が重要。豊かな自然環境の保全や都市地域等での適切な土地利用、歴史的・文化的遺産の再評価等が必要。  
ランドスケープの骨格となる国土として重要なランドマークや地形の保全、土地利用用途が変化する地域での整序など、国として保全すべき景観資源と国の役割を明らかにすることが必要。  
国土利用計画(市町村計画)や景観法を用いた地域ごとの個性をいかした美しい景観の保全・活用が重要。

平成 17 年 6 月 景観緑三法 全面施行

平成 17 年 7 月 国土形成計画法 成立